

公職選挙法改正

政治家の寄付が禁止に

公職選挙法が改正され、政治家の寄付などは罰則をもって禁止されることになりました。この改正法は、2月1日から実施されます。今号では、その改正内容のポイントを拾ってみました。

①政治家は、寄付をすると処罰されます。

政治家（候補者、候補者になろうとする人および公職にある人）が選挙区内の人に対して寄付をすることは、いかなる名義であっても禁止され、罰則の対象となります。ただし、次のものは除かれます。

●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴、葬式、通夜での祝儀や香典（通常一般の社交の程度をこえているときは処罰されず）

●政党や親族に対するものや政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（政治教育集会実費補償のうち、食事、食料の提供は禁止され、罰則対象となります）

②有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄付を出すよう勧誘、要求することも禁止されています。政治家を威迫したり、政治家の当選や被選挙権を失わせる目的で寄付を求めると処罰されます。

③政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内の人に対し、答礼のためのもの（自筆）を除いて、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことが禁止されます。

④政治家や後援会が、有料のあいさつ状を出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内の人に対してあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すとして処罰されます。また、政治家や後援団体に、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁じられており、威迫して求めると処罰されます。

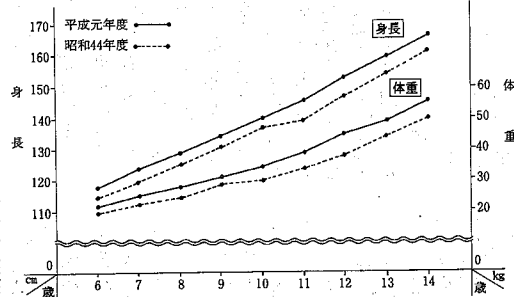
⑤後援会が花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体が、花輪、供花、香典、祝儀などを出したり、後援団体の設立目的によって行う行事や事業に対する寄付以外の寄付をすると、時期を問わず処罰されます。

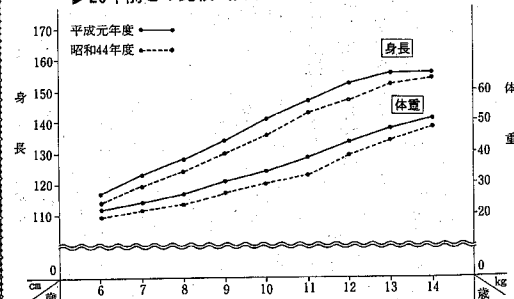
平均体位の年間発育量（昭和63年～平成元年）

	男 子				女 子			
	身長	体重	胸囲	座高	身長	体重	胸囲	座高
	cm	kg	cm	cm	cm	kg	cm	cm
5～6歳	5.8	2.5	1.7	2.9	6.2	2.8	1.8	3.3
6～7	5.6	3.0	2.0	2.5	5.8	2.6	3.7	2.5
7～8	5.5	3.1	2.8	1.8	5.7	3.1	2.8	2.3
8～9	5.6	3.4	2.7	2.2	5.7	3.5	2.9	2.4
9～10	5.3	3.8	3.0	2.5	6.9	4.2	3.9	3.5
10～11	5.3	4.3	3.5	2.8	6.1	4.8	4.1	3.6
11～12	7.7	6.1	3.6	3.1	5.6	5.4	4.5	3.5
12～13	7.6	5.6	5.1	3.7	3.6	3.9	2.5	2.0
13～14	5.9	5.5	4.2	3.3	1.7	3.1	2.1	1.2

▶20年前との比較（男子の身長・体重）



▶20年前との比較（女子の身長・体重）



年齢別の新津市の平均体位と全国平均との比較

性別	年齢	身長 (cm)		体重 (kg)		胸 囲 (cm)		座 高 (cm)	
		新津市	全 国	新津市	全 国	新津市	全 国	新津市	全 国
男 子	幼 小 学 校	5	110.6	110.8	18.9	19.3	56.2	56.4	62.4
		6	117.2	116.7	21.3	21.5	58.2	58.0	65.3
		7	123.6	122.5	24.6	24.0	60.6	60.2	67.9
		8	128.3	127.9	27.1	27.0	63.0	62.6	70.3
		9	133.9	133.3	30.3	30.3	65.4	65.2	72.7
	中 学 校	10	138.8	138.3	33.9	33.7	68.1	67.7	74.7
		11	144.9	144.3	38.2	37.9	71.3	70.5	77.1
		12	152.8	151.3	44.2	43.4	74.5	73.9	80.5
		13	159.1	158.6	48.2	48.7	77.8	77.1	83.8
		14	166.1	164.4	54.4	54.1	80.9	80.5	87.4
女 子	幼 小 学 校	5	110.3	110.0	18.7	18.9	55.2	55.2	62.2
		6	116.7	116.0	21.6	21.0	57.4	56.6	64.9
		7	122.5	121.8	23.8	23.6	59.0	58.8	67.5
		8	127.8	127.3	26.4	26.4	61.4	61.2	69.7
		9	133.7	133.1	29.7	29.8	64.2	63.9	72.6
	中 学 校	10	140.6	139.5	34.3	33.9	68.2	67.2	75.8
		11	146.4	146.1	38.8	38.7	71.3	71.1	78.8
		12	152.8	151.4	43.7	43.8	75.5	75.3	81.9
		13	155.7	154.8	47.2	47.4	77.8	77.8	83.8
		14	156.7	156.4	50.3	50.0	79.7	79.7	84.5

(太字は全国平均をこえているもの)



市内の学校保健統計から

新津市学校保健会から、平成元年度の市内の児童・生徒の体位と疾病・災害発生状況が発表されました。当時の児童・生徒の体位は、二十年前と比べると、男女とも身長伸びが著しいのに対して座高の伸びが少なく、足長大型化してきています。

さきごろ発表された文部省の学校保健統計調査でも、県内の児童・生徒の体位は、七歳男子、十二歳女子の身長が全国一位となるなど、「新潟っ子」は背が高く「スマート」になったといわれていますが、新津市の児童・生徒の体位にも同じような傾向がうかがえます。

上の表は、市内の幼稚園五歳児、小学生、中学生についてそれぞれ年齢別に、身長、体重、胸囲、座高の平均値をまとめたものです。右隣の全国平均と比べてみると、身長では、幼稚園五歳児男子を除いてすべて全国平均を上回っています。が、座高では男女とも、全国平均を下回っているところが多くなっています。

年齢別の年間発育量をみると、次のページの上的

小学5・6年から眼鏡児童が増加

一方、健康状態では、視力の低下がさらに進んでいるようです。裸眼視力が一・〇未満の割合は、小学三年で一六・七％、小学六年で二五・六％、中学三年で四五・四％と学年が進むにつれて多くなっています。特に

に眼鏡の必要な視力〇・三未満の人が、小学五・六年ごろから急に増え続け、中学三年では一六・三％に達しています。

うちより多い子どもの「骨折」

最後に、「けが」の状況をみてみると、小・中学校とも骨折が、一番多く、次いで小学校は挫創（うちみ）、中学校は捻挫（ねんそく）となっていて、どんなときにけがをしているのかみると、小学校では休みの時間中、屋内運動場で、中学校では課外活動中、屋内外の運動場というケースが多いようです。けがの原因は「ころばし」と「ぶつかる」が半分を占めています。

— お買物、ご用命は市内で —

— お買物、ご用命は市内で —

靴なら 何でも揃うイザワ
靴のイザワ
TEL 22-0625

花キューピット 国内どこにでもお届けします
祝・葬祭用盛籠・花束
いけばな材料一般
小林生花店
新町1丁目 TEL 22-1080 22-5707

リオネット 補聴器相談コーナー！
毎週火曜日午前11時から正午まで
リオン(株)より専門係員が来店します。
— 福祉法指定店 —
メガネ・補聴器の 野本
新津市本町3丁目(時計店となり) ☎22-2556(代)

内科・小児科・レントゲン科
大坂医院
新町1丁目6-12 TEL(24)5122